

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年3月26日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
寝屋川市黒原新町88番地4
コノミヤ寝屋川黒原店
- 2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日
令和7年11月5日（令和7年大阪府告示第1418号）
- 3 寝屋川市の意見の概要
 - (1) 工事の内容及びスケジュール並びに事業場の建設及び改装等にあつては作業時間、作業内容及び環境対策等についても、近隣住民に十分説明し、理解を得ること。
 - (2) 工事に伴い生活環境に係る支障が生じないよう必要な措置を講じるとともに、生活環境に係る苦情が生じた場合、速やかかつ真摯に対応すること。
 - (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び寝屋川市下水道条例に基づき必要な手続きを行うとともに各法令を遵守し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう対策を講じること。
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適正に産業廃棄物の保管、収集運搬及び処分を行うとともに、排出場所の外で保管する場合は速やかに関係部署と協議を行うこと。
 - (5) 空調機等の騒音が発生する施設を設置する場合は、防音対策を講じること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和8年3月26日から同年4月27日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課
寝屋川市本町1番1号
寝屋川市都市デザイン部都市一課（総合戦略・産業立地）